首都圏等販路開拓事業実施要領

【目的】

新発田市は昼夜の寒暖差、豊富な雪解け水などの自然環境に加え、土づくりや緻密な栽培管理によって生み出される美味しい高品質な農産物は、首都圏等においても高値で販売されているという実態がある。

現在、首都圏等では産地間競争が過激化しており、農産物の高品質化やブランド化の益々の推進が必要不可欠であり、首都圏等に向けた販路開拓に係わる支援を行うことにより、複合経営の推進、有利販売の実現、ブランド化の推進、所得の向上を図り、首都圏等を中心とした販売力強化に繋げる。

また、首都圏等に向けた販路開拓により、新発田市および新発田産農産物の認知度向上、イメージアップに資することを目的とする。

【補助対象】

市内の意欲ある２経営体以上で構成された生産者グループ

【支援内容】

首都圏等に向けて販路開拓を目指す生産者グループへの支援

１グループあたり上限５００千円

【補助内容】

⑴ 補助金額　１経営体あたり上限５００千円　事業費上限なし

⑵ 事業内容

［補助対象経費］

・補助率：１０／１０以内

〇首都圏等での販売活動における農産物等のＰＲ費

ブース使用料、旅費、ＰＲツール（ポスター、チラシ代等）、その他市長が必要と認めるもの。

〇アドバイザー謝礼

首都圏等への販路開拓にあたってのアドバイザー賃金

〇その他市長が必要とみとめるもの

※上記の経費は実際に販売活動を実施することをもって補助対象とする。

［補助対象外経費］

交際費、慶弔費、懇親会費、食糧費、領収書等のない使途不明な経費等

【交付要件】

⑴　首都圏等に向けて販路開拓を目指す意欲ある生産者グループとする。（２戸以上）

⑵　生産者グループについては、２／３以上が自ら農産物を生産していること。

⑶　事業実施にあたっては、首都圏等へ向けた販売戦略をたてること。また、事業実施期間内に販売活動を行うこと。（PR ツールの作成、研修や打合せ単独では補助対象とならない。）

⑷　事業の完了後も引続き首都圏等の販売促進活動の継続に努め、新発田産農産物の PR を推し進めること。

(5)　事業期間は１事業主体につき３年を限度とする。

附則
この要領は、平成３０年４月１日から施行する。
附則
この要領は、令和　５年４月１日から施行する。